

答申第113号

令和2年8月25日

兵庫県人事委員会

委員長 松田直人様

情報公開・個人情報保護審議会

会長 中川丈久

公文書の非公開決定に係る審査請求に対する決定について

(答申)

令和2年3月31日付け諮問1号で諮問のあった下記の公文書に係る標記のことについて、別紙のとおり答申します。

記

兵庫県職員採用試験の口述評定票

第 1 審議会の結論

兵庫県人事委員会（以下「実施機関」という。）が、非公開とした決定を変更し、部分公開とした決定において、なお非公開とすべきとしている部分は、非公開とすることが妥当である。

第 2 諮問経緯及び対象公文書の特定

1 公文書の公開請求

令和元年 12 月 18 日、審査請求人は、情報公開条例（平成 12 年兵庫県条例第 6 号。以下「条例」という。）第 4 条の規定により、実施機関に対して、公文書の公開を請求（以下「本件公開請求」という。）した。

2 対象公文書の特定

実施機関は、本件公開請求の対象公文書として、令和元年度に実施した兵庫県職員採用試験（行政 A（大卒程度）・一般事務職）の口述評定票（1 次面接用、最終面接用）（以下「本件対象公文書」という。）を特定した。

3 実施機関の決定

令和元年 12 月 20 日、実施機関は、本件公開請求に対し、公文書非公開決定処分（以下「原処分」という。）を行った。

4 審査請求

令和 2 年 1 月 9 日、審査請求人は、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 2 条の規定により、原処分を不服として、実施機関に対して審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

5 実施機関の変更決定

令和 2 年 3 月 25 日、実施機関は、本件審査請求を踏まえ、原処分を変更し、公文書部分公開決定処分（以下「変更処分」という。）を行った。

6 諮問

令和 2 年 3 月 31 日、実施機関は、条例第 17 条の規定により、情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）に対して、本件審査請求に

について諮問した。

第3 審査請求人の主張要旨

1 本件審査請求の趣旨

原処分を取り消し、全公開を求める。

2 本件審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書及び意見書において述べている本件審査請求の理由は、次のとおり要約される。

(1) 審査請求書

公立学校教員採用試験の場合は、不正防止の一環として、要項に掲載されている。

(2) 意見書

具体的行動特性を公開すると、受験生の能力や資質、適性等を正確に判定できなくなると主張されているが、裏を返して言えば、利権支配、癒着、馴れ合い、しがらみ、そして、情実採用等といった、不都合な事実が明るみに出ないように、隠ぺいするための口実に他ならない。よって、面接試験の評定項目を含む、全ての評定方法を全面公開することは妥当である。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、弁明書及び口頭による理由説明において述べている変更処分の理由は、以下のとおり要約される。

1 本件公開請求に対する非公開決定の変更

実施機関は、本件審査請求を踏まえて再検討した結果、条例第7条による部分公開が可能であると判断し、「具体的行動特性」以外の部分を公開する変更処分を行った。

2 本件対象公文書

審査請求人が公開を求める「面接試験の評定項目」を記載している公文書として、実施機関は、令和元年度に実施した兵庫県職員採用試験（行政A（大卒程度）・一般事務職）の口述評定票（1次面接用、最終面接用）を特定した。

3 非公開とする理由（条例第6条第6号該当性）

(1) 口述評定票の記載内容

本件対象公文書には、表題をはじめ、「職種」「受験番号」「氏名」「試験員氏名」等の一般的な記載内容のほか、今回、審査請求人が公開を求める実質的な記載内容として、「評定項目」「具体的行動特性」「評価点数」「メモ（受験者の発言内容、評価理由等）」を表頭に記載し、各評定項目に応じ、行動特性を見極める具体の評価基準や評価点数、それらに基づき行う「総合評価」等の欄が記載されている。

(2) 非公開とした「具体的行動特性」の性質

このうち、非公開とした「具体的行動特性」は、本県の職員採用試験において、受験者の能力や資質、適性等を判定するために、何を重視し、評価のポイントは何かを記載したものであり、秘匿性が高い情報である。

評価のポイントは毎年のように変更するものではないので、非公開部分が公開されると、今後、実施機関が実施する職員採用試験において、受験者は事前に、面接における評価基準、質問項目等を予測することが可能となる。受験者は、評価が高くなることを重視した受験対策を行い、面接時にはそのように振る舞ったり、事実を極端に誇張したり、場合によっては本来の自分とは異なる人物像を偽って回答することなどが想定される。

その結果、面接試験の目的である人物的な側面からの受験者の能力や資質、適性等の判定を正確に行うことが困難となり、実施機関が行う職員採用試験事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがある。

(3) 結論

以上のことから、条例第6条第6号に該当すると認められるため、本件対象公文書のうち、「具体的行動特性」を実施機関が非公開とした決定は妥当な判断である。

4 結語

以上のとおり、実施機関の行った変更処分については、適法かつ妥当なものである。

第5 審議会の判断

審議会は、審査請求人の主張、実施機関の説明、審議会に提出された資料等を精査した結果、次のとおり判断する。

1 本件対象公文書について

本件対象公文書は、令和元年度に実施した兵庫県職員採用試験（行政A

(大卒程度)・一般事務職)の口述評定票(1次面接用、最終面接用)である。

本件公開請求に対し、実施機関は、本件対象公文書について条例第6条第6号に該当するとして全部を非公開とする原処分を行ったところ、審査請求人は、全部の公開を求めている。

これに対して実施機関は、本件審査請求を踏まえ、本件対象公文書の一部を公開する変更処分を行ったが、その余の部分については条例第6条第6号に該当し、なお非公開とすべきとしていることから、その非公開部分の妥当性について検討する。

2 条例第6条第6号について

実施機関が非公開とした部分は、「具体的行動特性」欄の表頭及び番号を除く部分である。

実施機関の説明によると、非公開部分には、本県の職員採用試験において、受験者の能力や資質、適性等を判定するために、何を重視し、評価のポイントは何かについて記載されており、これらの情報は秘匿性が高いものである。また、評価のポイントは毎年のように変更するものではないので、非公開部分が公開されると、今後、実施機関が実施する職員採用試験において、受験者は事前に、面接における評価基準、質問項目等を予測することが可能となるとの説明があった。

このような状況を踏まえると、非公開部分を公開した場合、評価が高くなることを重視した受験対策を行った者が、面接時に評価が高くなるように振る舞ったり、事実を極端に誇張したり、場合によっては本来の自分とは異なる人物像を偽って回答すること等が可能となり、その結果、面接試験の目的である人物的な側面からの受験者の能力や資質、適性等の判定を正確に行うことが困難となり、実施機関が行う職員採用試験事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該非公開部分は、条例第6条第6号に該当し、非公開とすることが妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張については、いずれも当審議会の判断を左右するものではない。

4 結論

以上のことから、「第1 審議会の結論」のとおり判断する。

(参考)

審 議 の 経 過

年 月 日	経 過
令和2年3月31日	・ 諮問書の受領 ・ 実施機関の弁明書を受領
令和2年4月30日	・ 審査請求人の意見書を受領
令和2年7月20日 第1部会（第68回）	・ 実施機関の職員から非公開理由の説明を聴取 ・ 審議
令和2年8月24日 第1部会（第69回）	・ 審議
令和2年8月25日	・ 答申

主に調査審議に関与した委員

情報公開・個人情報保護審議会 第1部会

部会長 井 上 典 之
委 員 後 藤 玲 子
委 員 佐 倉 里 司
委 員 申 吉 浩
委 員 園 田 寿